甲賀市立油日小学校校 長 村木 一志

出席停止の届け出について

学校保健安全法第 19 条の規定により、インフルエンザ等、下記の感染症については出席停止となります。病気が治癒し登校されるときには、受診された医療機関で所定の「罹患証明書」(右記上)に記入していただき、学校に提出していただくこととなっています。ただし、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、「罹患報告書(保護者記入)」(右記下)を学校へ提出いただくことで、出席停止となります。なお、インフルエンザに罹患された場合、インフルエンザ罹患のわかる薬の説明書等の添付をお願いしておりましたが、一昨年度より添付していただかなくてもよくなりましたので申し添えておきます。証明書及び罹患報告書は学校にありますので連絡いただきましたらお渡しします。また油日小学校ホームページからもダウンロードできます。

【 学校保健安全法の規定による出席停止期間は次の通りです。】

感 染 症 名	学 校 を 休 ま せ る 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5日 を経過し、 かつ、 症状が軽快した後1日を経過する
	まで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療
	終了まで
麻 疹 (はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全
	身状態が良好になるまで
風 疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
水 痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(カサブタになる)まで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結 核 髄膜炎菌性髄膜炎	 病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるま
腸管出血性大腸菌感染症	で
流行性角結膜炎 など	
その他の感染症	
感染性胃腸炎,伝染性紅斑(リンゴ病)、溶連菌感染症、	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるま
マイコブラズマ感染症、手足口病、伝染性軟属腫(水いぼ)	₹
アタマジラミ、伝染性膿痂疹(とびひ)、ヘルパンギーナ など	

[※] 症状等により長引くこともあります。医師の指示に従ってください。

※この「証明書」及び「報告書」の用紙は、ご家庭で保管いただき、万が一お子さまが「学校感染症」に罹患された時に切り取ってご使用ください。 (油日小学校ホームページからもダウンロードでできます。)

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の「罹患証明書」

• • • 医療機関に提出し記入してもらってください。

	<u>罹</u>	患証	明	*		
	甲賀市立油	3日小学校	年	名前		
*疾病名						
*出席停止期間 年	月 日(() ~	年	月日()までの	日間	
上記の通り証明	明します。		年	月日		
医療機関名						
医師氏名						
±	1]	b		II to	·	

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症のみの罹患報告書」

・・・保護者の方がご記入ください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書					
甲賀市立油日小学校年					
*疾病名 インフルエンザ型・新型コロナウイルス感染症 ※どちらかにO印をおつけください。					
* 発症日					
* 出席停止期間 年 月 日() ~ 年 月 日()までの 日間					
*受診日					
*受診医療機関名					
保護者名					